第二十三条の三第二項中「第六十八条の九第十二項第六号」を「第六十八条の九第六項第四号」に、「同項第七号」を「同項第五号」に、「第四十二条の四第六項」を「第四十二条の四第二項」に改め、同条第五項の表租税特別措置法施行令第三十九条の八十九第一項、第三十九条の九十の二第四項、第三十九条の九十の三第二項及び第三十九条の九十一第二項の項中「、第三十九条の九十の三第二項」を削る。

第二十三条の七第一項中「第二十六条の八第一項」を「第二十六条の九第一項」に、「第十八条の八第一項第一号」を「第十八条の九第一項第一号」に改め、同条第二項中「第十八条の八第一項各号」を「第十八条の九第一項各号」に、「第二十六条の八第一項」を「第二十六条の九第一項」に、「第六十八条の七十八第十五項第一号イ」を「第六十八条の七十八第十六項第一号イ」に改め、同条第三項中「第二十六条の八第二項」を「第二十六条の九第二項」に改め、同条を第二十三条の八とする。

第二十三条の六の次に次の一条を加える。

（連結法人の福島再開投資等準備金）

第二十三条の七　法第二十六条の八第十二項第二号に規定する政令で定める日は、第二十二条の二の二第一項第一号に規定する五年を経過する日とする。

2　法第二十六条の八第十二項第三号に規定する政令で定める規模のものは、次に掲げるいずれかの規模のものとする。

一　機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物で、一の設備を構成するものの取得価額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。次号において同じ。）の合計額が千万円を超えるもの

二　機械及び装置で、一の設備を構成するものの取得価額の合計額が百万円を超えるもの

3　法第二十六条の八第一項から第五項まで又は第十項の規定の適用がある場合において、同条第一項から第五項までに規定する連結親法人若しくはその連結子法人又は同条第十項に規定する合併法人の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額を計算するときは、法第二十六条の八第一項の規定により損金の額に算入される金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額に、法第二十六条の八第二項から第五項まで又は第十項の規定により益金の額に算入される金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額に、それぞれ含まれるものとする。

第二十四条第十二項中「第六十八条の七十八第十五項第一号」を「第六十八条の七十八第十六項第一号」に改め、同条第十三項中「第六十八条の七十八第十五項第三号」を「第六十八条の七十八第十六項第三号イ」に、「第六十八条の七十八第十五項第三号ロ」を「第六十八条の七十八第十六項第三号ロ」に改め、同条第十四項中「第六十八条の七十八第十五項第三号」を「第六十八条の七十八第十六項第三号」に改め、同条第三十項中「第六十八条の七十八第十五項第三号ロ」を「第六十八条の七十八第十六項第三号ロ」に改める。

第二十六条中「第四十二条の四第六項」を「第四十二条の四第二項」に、「第六十八条の九第十二項第六号」を「第六十八条の九第六項第四号」に、「同項第七号」を「同項第五号」に改める。

第二十九条の二第四項第五号を同項第八号とし、同項第四号の次に次の三号を加える。

五　家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等（法第三十八条の二第二項第六号イに規定する高齢者等をいう。第七項において同じ。）が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替（前各号に掲げる工事に該当するものを除く。）

六　家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替（前各号に掲げる工事に該当するものを除く。）

七　家屋について行う給水管、排水管又は雨水の浸入を防止する部分（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成十二年政令第六十四号）第五条第二項に規定する雨水の浸入を防止する部分をいう。）に係る修繕又は模様替（当該家屋の瑕疵を担保すべき責任の履行に関し国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されているものに限り、前各号に掲げる工事に該当するものを除く。）

第二十九条の二第七項中「家屋又は」を「家屋、」に、「家屋として」を「家屋又は高齢者等が自立した日常生活を営むのに特に必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用の家屋として」に改め、同条第十項第一号中「（租税特別措置法第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第二号中「租税特別措置法」の下に「第七十条の二の六第一項又は」を加え、同条第十二項中「又は」を「同項第五号若しくは第六号の規定により修繕若しくは模様替を定め、同項第七号の規定により保証保険契約を定め、又は」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十二条の二第四項第一号の改正規定（「第九十五条」の下に「及び第百六十五条の六」を加える部分及び「第十条の五第一項」を「第十条の四第三項、第十条の五第一項から第三項まで」に改める部分を除く。）、同条第八項の改正規定、第十二条の二の二の改正規定、第十二条の二の三の改正規定、第十二条の三の二の改正規定、第十二条の三の三の改正規定、第十二条の四の改正規定及び第十二条の五第三項を削る改正規定　平成二十八年一月一日

二　第十二条の二第四項第一号の改正規定（「第九十五条」の下に「及び第百六十五条の六」を加える部分に限る。）、第十七条の二第三項の改正規定（「第七十二条第一項各号」の下に「又は第百四十四条の四第一項各号若しくは第二項各号」を加える部分に限る。）、第十七条の四の改正規定（「同条第一項」を「同条第四項」に、「第十七条の二第十二項、第十七条の二の二第九項、第十七条の二の三第九項」を「第十七条の二第十一項、第十七条の二の二第八項、第十七条の二の三第八項」に改める部分を除く。）、第十八条の二第三項の改正規定、第十九条第五項第一号の改正規定（「代表者」の下に「（人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものについては、管理人。以下この条において同じ。）」を加える部分を除く。）及び同条第四十項の改正規定　平成二十八年四月一日

三　第一条第二項の改正規定、第十三条の二の二の改正規定、同条を第十三条の二の三とする改正規定、第十三条の二の次に一条を加える改正規定、第十八条の七第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「第六十五条の七第十五項第一号イ」を「第六十五条の七第十六項第一号イ」に改める部分を除く。）、同条第三項の改正規定、同条を第十八条の八とする改正規定、第十八条の六の次に一条を加える改正規定、第二十三条の七第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「第六十八条の七十八第十五項第一号イ」を「第六十八条の七十八第十六項第一号イ」に改める部分を除く。）、同条第三項の改正規定、同条を第二十三条の八とする改正規定及び第二十三条の六の次に一条を加える改正規定　福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）の施行の日

四　第十二条の二第四項第一号の改正規定（「第十条の五第一項」を「第十条の四第三項、第十条の五第一項から第三項まで」に改める部分に限る。）、第十八条の七第二項の改正規定（「第六十五条の七第十五項第一号イ」を「第六十五条の七第十六項第一号イ」に改める部分に限る。）、第十九条第十二項の改正規定、同条第十三項の改正規定、同条第十四項の改正規定、同条第二十九項の改正規定、同条第三十項の改正規定、第二十三条の七第二項の改正規定（「第六十八条の七十八第十五項第一号イ」を「第六十八条の七十八第十六項第一号イ」に改める部分に限る。）及び第二十四条の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定　地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）の施行の日

（経過措置）

2　前項第四号に定める日から平成二十七年十二月三十一日までの間におけるこの政令（同項第一号に掲げる規定を除く。）による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下この項において「新令」という。）第十二条の二から第十二条の三の三までの規定の適用については、新令第十二条の二第八項中「第五条の六の五まで」とあるのは「第五条の